

# スマートフィーディング実証事業実施規程

29日草種協第41号  
平成29年5月16日

## 第1 目的

近年、海外飼料穀物の高騰を受け、配合飼料価格の高止まりにより輸入飼料に依存したわが国畜産経営は厳しい状況に置かれており、飼料自給率向上が重要な課題となっている。

このため、一般社団法人日本草地畜産種子協会（以下「協会」という。）は、農業競争力強化対策民間団体事業実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8097号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づき、農林水産省の補助を受けて、配合飼料の給与量を低減させるための技術（以下「スマートフィーディング技術」という。）の実証及び普及に取り組む生産者等に対し経費の一部を助成し、当該技術の普及を図るものとする。

この事業の実施に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）と補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「農業競争力強化対策事業推進費補助金交付要綱」（平成17年4月1日付け16生産第8098号農林水産事務次官依命通知）及び実施要綱並びに「農業競争力強化対策民間団体事業（畜産関係対策）実施要領」（平成22年4月1日付け21生畜第1996号農林水産省生産局長通知）に定めるもののほか、この規程に定めるところによるものとする。

## 第2 事業の内容

この事業は、自給飼料の利用による配合飼料の給与量の低減に資する技術（以下「スマートフィーディング技術」という。）の実証に取り組む生産者等（以下「事業参加者」という。）に対して実証等に必要経費の一部を助成することにより、実証に取り組まれた技術の普及を図る次の事業とする。

### （1）国産粗飼料利用タイプ

国産粗飼料を家畜へ給与することにより、配合飼料給与量を削減する取組

### （2）国産濃厚飼料利用タイプ

国産濃厚飼料原料（イアコーンサイレージ、粃米サイレージ、子実用トウモロコシ等）を家畜へ給与することにより、配合飼料給与量を削減する取組

## 第3 事業参加者

この事業によりスマートフィーディング技術の実証に取り組もうとする生産者又は生産者の協力を得て実証に取り組む農協、畜産関係団体等及びこれらを構成員とする協議会（代表者及び規約の定めがあり会計処理の規定のあるものに限る。）とする。

## 第4 技術実証の内容

この事業で行うスマートフィーディング技術実証は、配合飼料の給与量を低減させるための次の1及び2に掲げる実証展示と3に掲げる現地検討会等とし、1及び3又は2及び3を組み合わせて実施するものとする。

## 1 国産粗飼料利用タイプ

- (1) 放牧の導入（既に放牧に取り組んでいる場合にあっては、放牧方法の改善）
- (2) 牧草類の優良品種への切り替え、牧草から青刈りトウモロコシ等への高栄養飼料作物への作付の推進等の粗飼料の高品質化、高栄養化
- (3) 稲WCS等の多給
- (4) 稲わらと粕類などの自給粗飼料と食品製造副産物等との組み合わせ
- (5) その他、配合飼料の給与量が低減される技術として、協会会長（以下「会長」という。）が特に必要と認めた技術

## 2 国産濃厚飼料利用タイプ

- (1) 国産濃厚飼料を畜産農家が生産し、家畜へ給与する取組
- (2) 耕種農家等が生産した国産濃厚飼料を畜産農家が購入し、家畜へ給与する取組
- (3) コントラクターやTMRセンターが国産濃厚飼料を生産又は購入し、TMRとして調製したものを畜産農家が購入して家畜へ給与する取組
- (4) その他会長が特に認めた取組

## 3 現地検討会等

- (1) 地域の普及・指導機関等から構成される協議会等の実証展示支援体制の整備
- (2) 実証内容を展示普及するための概要書またはパンフレット（以下「概要書等という」）の作成、配布
- (3) 実証展示内容を普及するための現地検討会等の研修会の開催または看板等の設置

## 第5 助成対象経費及び助成率

- 1 この事業の助成対象経費は、実証展示の実施に必要な給与飼料や牧柵等の資材費、検討会費、消耗品費、人件費（出役簿等により実証展示に係るものであることが明らかなものに限る。）、看板作成費、パンフレット作成費及び防疫費等並びにモデル実証現地検討会費とする。

- 2 この事業の助成率は下表のとおりとする。

区 分	実証展示	現地検討会等
国産粗飼料利用タイプ	掛かり増し経費※ <sup>1</sup> の1/2以内（上限80万円/か所）	定額
国産濃厚飼料利用タイプ	国産濃厚飼料給与量に対し20円/kg以内※ <sup>2</sup>	定額

※<sup>1</sup>:新たに昼夜放牧を始める場合の電気牧柵一式、イネWCSの多給を始める場合の増加分のイネWCS購入費、粗飼料の高品質化に取り組む場合の従来使用品種と高品質奨励品種種子代の差額等、実証を始めるに当たって、従来の飼養管理費用から増加する費用とする。ただし、作業機や牛舎等の整備は対象としない。

※<sup>2</sup>:国産濃厚飼料給与量は標準的な水分率（イアコンサイレージ:40%、子実トウモロコシ:14.5%、粃米サイレージ:30%）に換算した量とする。また、国産濃厚飼料利用タイプの事業参加者ごとの濃厚飼料給与量の上限については予算の範囲内で別途協会が定める。

## 第6 事業の実施手続き

### 1 実施計画書等の作成

事業実施を希望する事業参加者は、別記様式第1号の事業実施計画書兼助成金交付申請書を作成し会長に提出するものとする。なお、別途協会が団体等へ業務委託する場合は、団体等を経由して会長に提出するものとする。

## 2 実施計画書等の承認

会長は、1により提出された事業実施計画書兼助成金交付申請書を審査の上、適当と認められる場合は、事業参加者に対してその旨通知するものとする。なお、別途協会が本事業の円滑な実施に必要な事項について団体等へ業務委託する場合は、団体等を経由して事業参加者へ通知する。以下、協会が団体等へ業務委託する場合、手続きはこれら団体等を経由するものとする。

## 3 実施計画書等の変更

事業参加者は、会長から2の通知を受けた後、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ会長に対して別記様式第2号により変更実施計画書兼変更助成金交付申請書を提出し、その承認を得るものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 助成金の交付決定額の増又は30%を超える減

## 4 助成金の概算払

- (1) 事業参加者は、別記様式第3号により、交付決定額の出来高に応じて、助成金の概算払を請求することができるものとする。
- (2) 会長は、(1)の概算払請求があった場合には、概算払請求書の内容を審査の上、適当であると認めた場合には、事業参加者に対し支払額を通知するとともに、助成金の概算払いを行うものとする。

## 5 交付決定の取消

- (1) 会長は、助成金の交付を受けた事業参加者が、助成金を他の用途へ使用し、その他事業に関し助成金の交付の決定に違反して使用したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。
- (2) (1)の規定は、第7の3の確定があった後においても適用があるものとする。

## 第7 事業実績の報告等

### 1 事業実績報告書の提出

事業参加者は、事業終了後1ヶ月以内又は当該年度の1月末日までのいずれか早い日までに、別記様式第4号による事業実績報告書を会長に提出するものとする。

### 2 事業実績報告書に添付する書類

事業参加者は、実績報告書の提出に当たっては、助成の対象となった証拠書類の写し、取組みの紹介の概要書等及び現地検討会等関係資料等の成果品を添付するものとする。

### 3 協会は、1の報告を受けた場合においては、事業実績報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により助成金の交付決定内容に適合するものであるかを確認し、適合すると認めた場合には、助成金の額を確定し、事業参加者に通知するとともに、第6の4の概算払により支払った額が助成金の確定額を下回る場合には、事業参加者に対し精算払いを行うものとする。

### 4 協会は、別に定めるところにより、事業参加者に対し、実証展示の実施状況等について報告を求めるものとする。

## 第8 助成金の返還

### 1 会長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

### 2 会長は、事業参加者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超えて助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

## 第9 事業の委託

会長は、別に定めるところにより、協会が実施する現地検討会、第7の事業報告の確認、その他本事業の円滑な実施に必要な事項の全部又は一部について、事業参加者の属する都道府県の畜産団体等に委託できるものとする。

## 第10 消費税及び地方消費税の取扱い

1 事業参加者は、第6の助成金交付申請書を提出するに当たり、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する仕入れに係る地方消費税率を乗じて得た額との合計額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを当該助成金の交付申請から減額して申請するものとする。

ただし、当該助成金交付申請書の提出時において、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

2 事業参加者は、1のただし書きにより助成金の交付申請をした場合において、第7の事業実績報告書を会長に提出するにあたって、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを助成金額から減額して報告するものとする。

3 事業参加者は、1のただし書きにより交付申請した場合において、第7の実績報告書を会長に提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第5号のスマートフィーディング実証事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに会長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を協会に返還しなければならない。

## 第11 関係書類の整備

1 事業参加者は、本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について証拠書類又は伝票類等を、助成金を受領した会計年度の翌年度から起算して5年間、整理保管しなければならない。

2 協会は、必要に応じて、事業参加者に対し、事業に係る経理内容を調査し、協会から助成金の基礎となった関係書類等の閲覧及び報告を求めることができるものとする。

## 第12 その他

1 事業参加者は、この事業を実施するに当たって、事業参加者が属する都道府県、市町村等の指導を受けるものとする。

2 本事業で新たに作付ける飼料作物の種子は、原則として「飼料作物優良品種種子利用促進要領」（昭和50年4月21日付け50畜B第233号畜産局長通知）第1の1において都道府県知事が指定する奨励品種であって、品質の証明を受けたものであること。

3 この規程に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、会長が別に定めるものとする。

## 附則（平成29年5月16日付け29日草種協第41号）

この規程は、平成29年5月16日から施行し、平成29年5月16日から適用する。

別記様式第1号

スマートフィーディング実証事業実施計画書兼助成金交付申請書

番 号  
年 月 日

一般社団法人日本草地畜産種子協会  
会 長 野 口 政 志 殿

所在地  
牧場（協議会）名  
代表者氏名 印

スマートフィーディング実証事業について下記のとおり参加したいので、スマートフィーディング実証事業実施規程第6の1の規定に基づき申請します。

記

1 技術実証の内容

チェック	区 分	チェック	区分	チェック	区 分
	国産粗飼料利用タイプ				
	国産濃厚飼料利用タイプ		新 規		
			継 続		①1頭当り給与量を増加する ②給与する家畜頭数を増加する

注1：該当する区分のチェック欄に○を記入する。

注2：前年に国産濃厚飼料給与を行っている場合は継続に○を記入し、①②を選択する。

タイプ名	チェック	技 術 実 証 の 内 容
国産粗飼料利用タイプ		(1)放牧の導入又は放牧の改善
		(2)粗飼料( )の高品質化、高栄養化
		(3)稲 WCS 等の多給
		(4)自給粗飼料( )と食品製造副産物等( )の組合せ
		(5)その他 ( )
国産濃厚飼料利用タイプ		(1)国産濃厚飼料( )を生産して家畜へ給与
		(2)国産濃厚飼料( )を耕種農家等から購入して家畜へ給与
		(3)国産濃厚飼料( )を使った TMR を購入して家畜へ給与
		(4)その ( )
現地検討会等	○	(1)協議会等の実証展示支援体制の整備及び概要書等の作成、配布
		(2)実証展示内容を普及するための現地検討会等の研修会の開催
		(3)実証展示内容を普及するための看板等の設置

注1：該当する技術実証のチェック欄に○を記入する。

注2：配合飼料の代替として給与する粗飼料や国産濃厚飼料等の名称を( )に記入する。

注3：その他にあっては( )に具体的な技術実証の内容を記入する。

注4：実証展示支援体制の整備及び概要書等の作成、配布の実施は必須とする。

2 事業の目的（技術実証しようとする目的を記述する。）

3 地域畜産の概況

（地域における、実証事業の普及の見込みについても記述すること。）

4 実証に要する（した）経費総括表

事業項目	総事業費	負担区分		備 考
		助成金	事業参加者	
実証展示				
現地検討会				
合計				

5 実証農場の概要（畜産経営体記載）

名称	所在地							
家畜飼養頭数（頭）	乳用牛		肉用牛			その他	合計	
	成牛	その他	繁殖牛	肥育牛	その他	〇〇〇		
草地等面積（ha）	採草地	放牧地	兼用地	草地計	飼料畑	その他	合計	
労働力（人）			所有施設（棟）			所有機械（台）		
家族	雇用	計	畜舎	農機具庫	その他	トラクター	作業機	その他

[ 5 実証農場の概要（TMRセンター等記載） ]

名称	所在地							
飼料収集面積（ha）	採草地	兼用地	草地計	飼料畑	田	その他	合計	
労働力（人）			所有施設（棟）			所有機械（台）		
家族	雇用	計	作業棟	農機具庫	その他	トラクター	作業機	その他

6 スマートフィーディング技術実証計画（実績）

（1）実証技術の概要

(2) 配合飼料削減及び国産粗（濃厚）飼料給与計画（実績）（実証展示に係るものについて記載）

対照区（現況）			実証区（計画（実績））			配合飼料削減率% ((A-B) / A × 100)		
1日1頭当たり配合飼料 給与量A			1日1頭当たり 配合飼料給与量B (1日1頭当たり代替飼料 給与量)					
畜種	給与量	頭数	畜種	給与量	頭数	畜種	削減量	削減率
〇〇牛	〇kg/頭・ 日	〇頭	〇〇牛	〇kg/頭・日	〇頭	〇〇牛	〇kg/頭・ 日	〇%
			(代替飼料 (〇〇〇〇) 給与 量)					
			〇〇牛	〇kg/頭・ 日	〇頭			
対照区（群）と実証区（群）における乳量、増体等の違い（実績報告時のみ記載）								
上記配合飼料削減及び国産粗（濃厚）飼料給与計画（実績）の対照区（現況）と実証区の違いを確認する。								
協議会等名称 代表者氏名							印	

注1：国産濃厚飼料タイプの場合、実証する牛群等の規模については、個人経営の場合はおおむね50頭、法人経営の場合はおおむね100頭を上限とする。また、1日1頭あたりの国産濃厚飼料給与量はおおむね5kgを上限とし、実証の給与期間は180日を上限として算出する。

注2：代替飼料は、国産粗飼料タイプの場合は配合飼料の代替として給与する飼料イネWCS等自給飼料とし、国産濃厚飼料タイプの場合はイアコーンサイレージ等の国産濃厚飼料をいう。なお、代替飼料名は「(代替飼料 (〇〇〇〇) 給与量)」の「〇〇〇〇」に記載する。

注3：対照区と実証区の違いは実証後の実績報告時に記載する。

注4：上記配合飼料削減及び国産粗（濃厚）飼料給与計画（実績）の対照区（現況）と実証区の違いを確認する作業については、(4)のスマートフィーディング技術実証展示支援体制の役割分担のうち、「事業計画（実績）の確認」を担当する組織が行うものとし、「代表者氏名」は当該担当する組織の代表者氏名を記述するものとする。ただし、当該代表者が事業参加者との場合は、事業参加者以外の組織に所属する者とする。  
なお、「対照区（現況）と実績の違い」とは、配合飼料給与量及び代替飼料（国産粗（濃厚）飼料）給与量の実証前と実証後の違い（(配合飼料にあっては削減する（した）量、代替飼料にあっては拡大する（した）量（国産濃厚飼料については水分率を用いて換算した重量））とする。

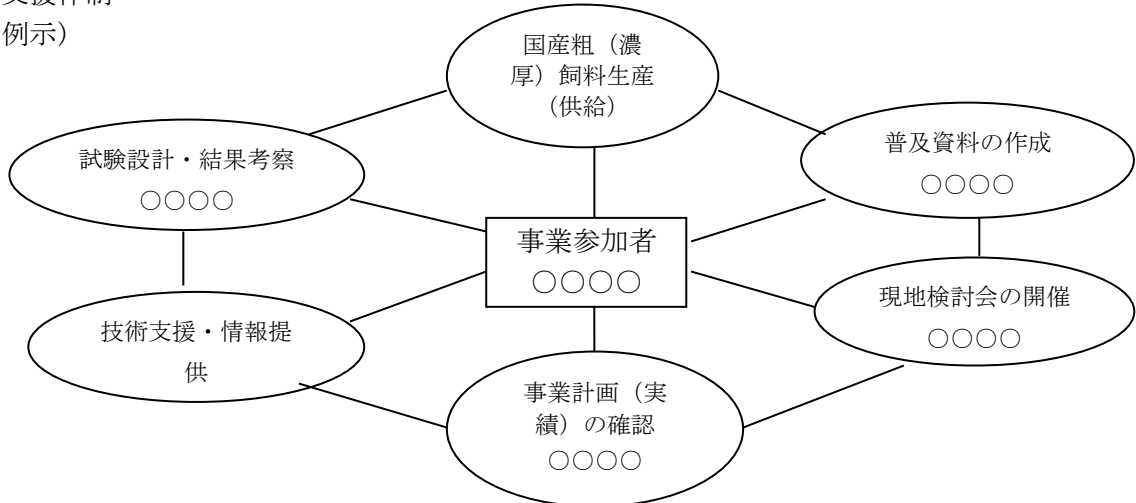
(3) モデル実証現地検討会計画 (実績)

開催時期	開催場所	参加予定人数	内容

(4) スマートフィーディング技術実証展示支援体制

①支援体制

(例示)



②支援組織一覧

(例示)

No.	支援内容	担当する組織の名称	備考
1	国産粗(濃厚)飼料生産(供給)	〇〇〇〇・・・	
2	実証展示の設計・結果考察	〇〇〇〇・・・	
3	粗飼料の分析	〇〇〇〇・・・	
4	技術支援・情報提供	〇〇〇〇・・・	
5	現地検討会の開催	〇〇〇〇・・・	
6	普及資料の作成	〇〇〇〇・・・	
7	事業計画(実績)確認	〇〇〇〇・・・	

7 実証に要する(した)経費の配分計画(実績)

単位:円

助成対象 経費	経費の内訳	総事業 費	負担区分		算出基礎
			助成金	事業参加者	
実証展示	実証用資材費 (実証のために必 要な、国産粗飼 料、国産濃厚飼 料、牧柵資材、 肥料、種子等) 展示用看板 通信運搬費 消耗品費・・・				※数量×単価×日数等 総事業費の額の根拠と なる計算式を記載す る。
小計					



助成対象 経費	経費の内訳	総事業 費	負担区分		算出基礎
			助成金	事業参加者	
現地検討会 等	委員旅費 謝金 消耗品 印刷費 〇〇〇・・				
小計					
総合計					

注1：国産粗飼料利用タイプの場合、実証展示に要する(した)助成金額は、実証展示を実施することにより新たに必要となる増加費用(掛かり増し経費)であって、その助成金額は合計額の1/2以内とし、その上限は80万円以内とする。

注2：国産濃厚飼料利用タイプの場合、実証展示に要する(した)助成金額は、実証展示を実施することにより増加する(した)国産濃厚飼料給与量であって、その助成金額は給与量1kg当たり20円以内とし、その上限は予算の範囲内で別途協会が定めるものとする。

注3：算出基礎として実証期間を使用する場合、期間は180日間を上限とする。

注4：実証に要する経費の助成金は別途協会が内容を審査して通知する。

注5：算出基礎の欄の「数量」のうちの国産粗(濃厚)飼料については、国産粗(濃厚)飼料の実証区で給与する(した)量から、現況(対照区)で給与する(した)量を差し引いた数値(拡大分(国産濃厚飼料については水分率を用いて換算した重量))がわかるように記載する。

#### 8 実施期間(完了)年月日

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

(実証期間の完了期限は、原則として平成29年12月末日とする)

#### 9 添付資料

- (1) 協議会にあっては規約及び会計規程。
- (2) 実証展示場所の分かる牧場の地図。
- (3) 事業実績報告にあっては、実証展示の状況が分かる写真、取組みの紹介の概要書又はパンフレット等の成果品、各経費の算出基礎となった領収書等の証拠書類。
- (4) 国産濃厚飼料給与タイプにあっては、参考として今後3年間のスマートフィーディング実証計画により見込まれる国産濃厚飼料の給与量。
- (5) その他会長が指示した書類。

別記様式第2号

スマートフィーディング実証事業変更実施計画書兼変更助成金交付申請書

番 号  
年 月 日

一般社団法人日本草地畜産種子協会  
会 長 野 口 政 志 殿

所在地  
牧場名  
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け○日草種協第 号で承認を受けたスマートフィーディング実証事業に係る実施計画を変更したいので、スマートフィーディング実証事業実施規程第6の3の規定に基づき申請します。

記

注： 別記様式第1号に準じて作成すること。この場合、実証に要する経費については、変更前を上段に（ ）書きで、2段書きとすること。

別記様式第3号

スマートフィーディング実証事業概算払請求書

番 号  
年 月 日

一般社団法人日本草地畜産種子協会  
会 長 野 口 政 志 殿

所在地  
牧場名  
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け○日草種協第 号により助成金の交付決定通知のあった  
スマートフィーディング実証事業について、下記のとおり金 円を概算払によ  
り交付されたく、スマートフィーディング実証事業実施規程第6の4の(1)の規定に基づき、  
申請します。

記

1 概算払請求額

区分	交付決定		事業遂行状況 (平成 年 月 日現在)			既概算払 受領額⑤ =② × %	今回概算払 請求額⑥= ②× %— ⑤	残 額 ⑦ = ② - ⑤-⑥	備考
	事業費 ①	助成金 ②	事業費 ③	助成金	事業出来高 ④=③/①				
実証展示					%				
現地検討 会					%				
合計									

注：それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の概算払必要額の積  
算根拠として、月別の支出実績及び支出計画を添付すること。

2 振込先

〇〇銀行 〇〇支店 〇〇預金 口座番号〇〇〇〇 口座名義〇〇〇〇 (フリガナ)

別記様式第4号

スマートフィーディング実証事業実績報告書

番 号  
年 月 日

一般社団法人日本草地畜産種子協会  
会 長 野 口 政 志 殿

所在地  
牧場名  
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け○日草種協第 号により助成金の交付決定通知のあったスマートフィーディング実証事業について、下記のとおり実施したので、スマートフィーディング実証事業実施規程第7の1の規定に基づき、報告します。

(なお、既に交付決定のあった助成金 円との差額 円の支払いを請求します。)

記

(別記様式第1号に準じて作成することとし、計画額を( )書きで上段に、実績額を下段に記載すること。)

別記様式第5号

平成 年度スマートフィーディング実証事業に係る  
仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号  
年 月 日

一般社団法人日本草地畜産種子協会  
会 長 野 口 政 志 殿

所在地  
牧場名  
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け○日草種協第 号により助成金の交付決定通知のあった  
スマートフィーディング実証事業助成金について、スマートフィーディング実証事業実施規程  
第10の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

なお、併せて助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額金 円を返還します。

記

- |   |   |   |
|---|---|---|
| 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条<br>の補助金の額の確定額（平成 年 月 日 日草種協第 号による助成金額の確定通知<br>額） | 金 | 円 |
| 2 助成金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額   | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額   | 金 | 円 |
| 4 助成金返還相当額（3-2）   | 金 | 円 |

（注）内訳資料、その他参考となるものを添付すること。